

## 第2回 総会議事録

1 開催の日時 令和5年8月30日(水) 午後2時00分～午後3時20分

2 開催の場所 松江市役所 本館西棟5階 防災センター

### 3 議事日程

議事録署名委員の指名について

議 第12号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議 第13号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議 第14号 農地法第5条の規定による農地転用の事業計画内容変更承認申請について

議 第15号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議 第16号 非農地確認について

議 第17号 松江市農用地利用集積計画の決定について

議 第18号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に対する意見について

報告第3号 事務局長専決処分の報告

### 4 出席委員(19名) 欠席委員(0名)

1番 小村 伸吾 (出)	2番 吉岡 雅裕 (出)	3番 角田 正紀 (出)
4番 足立 裕子 (出)	5番 伊藤 和明 (出)	6番 吉岡 幸雄 (出)
7番 清原 昭 (出)	8番 磯部 美津子 (出)	9番 古藤 俊光 (出)
10番 渡部 文明 (出)	11番 宮廻 彰夫 (出)	12番 永江 りえ (出)
13番 勝田 達雄 (出)	14番 矢野 秀行 (出)	15番 松本 喜次 (出)
16番 石原 一男 (出)	17番 岸本 定朝 (出)	18番 森口 順子 (出)
19番 三島 進 (出)		

### 5 事務局職員出席者

農業委員会

事務局長	永井 秀之	農地係主任主事	石原 裕子
農地係長	松浦 孝	農地係主事	岸本 康作
農業振興係長	間庭 聡	行政専門員	森田 稔
農地係主任	佐藤 努		

## 6 会議内容

議長  
(三島会長)

定刻になりました。それでは、ただ今から第2回松江市農業委員会総会を開会します。最初に、出席委員数を確認します。委員定数19名のうち、19名の出席となっております。過半数を超えていますので、本総会が成立していることを報告します。次に、本日の議事録署名委員を指名します。3番委員、4番委員にお願いします。続いて、書記を任命します。事務局の石原主任主事と岸本主事にお願いします。それでは、議事に入ります。議第12号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局

失礼いたします。それでは、議第12号、今月の農地法第3条の許可申請について、ご説明いたします。お手元の議案の2ページと併せて「農地法第3条説明資料」をご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は6件12筆で、いずれも所有権移転の案件です。

はじめに、26番の案件についてご説明いたします。申請は、西尾町の畑1筆を贈与するものです。譲渡人は、ご覧のとおりです。譲渡理由は、受人からの要望のためです。譲受人は、ご覧のとおりです。譲受理由は、自宅から近く、隣地に自作地があり、耕作に便利なためです。受人の世帯は、トラクター、田植機、コンバイン等の農業用機械を所有されております。取得後は、野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

続いて27番の案件についてご説明いたします。申請は、八幡町の畑2筆を売買するものです。譲渡人は、ご覧のとおりです。譲渡理由は、労力不足のためです。譲受人は、ご覧のとおりです。譲受理由は、申請地は、自宅の隣地に位置しており、耕作に便利なためです。受人の世帯は、草刈機等の農業用機械を所有される予定です。取得後は、果樹を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

続いて28番の案件についてご説明いたします。申請は、鹿島町佐陀本郷の田1筆、畑2筆を贈与するものです。譲渡人は、ご覧のとおりです。譲渡理由は、労力不足のためです。譲受人は、ご覧のとおりです。譲受理由は、自作地として耕作するためです。受人の世帯は、管理機、草刈機、軽トラック等の農業用機械を所有されております。取得後は、水稻と野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

続いて29番の案件についてご説明いたします。申請は、鹿島町佐陀本郷の田1筆、畑3筆を売買するものです。譲渡人は、ご覧のとおりです。譲渡理由は、労力不足のためです。譲受人は、ご覧のとおりです。譲受理由は、自作地として耕作するためです。受人の世帯は、耕運機、草刈機、管理機等の農業用機械を所有されております。取得後は、野菜と果樹を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

続いて30番の案件についてご説明いたします。申請は、宍道町西来待の畑1筆を売買するものです。譲渡人は、ご覧のとおりです。譲渡理由は、労力不足のためです。譲受人は、ご覧のとおりです。譲受理由は、自宅から近く耕作に便利なためです。受人の世帯は、耕運機等の農業用機械を所有されております。取得後は、果樹を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

最後に31番の案件についてご説明いたします。申請は、八束町入江の畑1筆を売買するものです。譲渡人は、ご覧のとおりです。譲渡理由は、労力不足のためです。譲

事 務 局	受人は、ご覧のとおりです。譲受理由は、自作地として耕作するためです。受人の世帯は、耕運機、噴霧器、草刈機等の農業用機械を所有されております。取得後は、野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。
	以上、すべての案件は、いずれも農地法第3条第2項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議の程よろしくお願ひいたします。
議 長	それでは、現地調査班からの報告をお願いします。
6 番 委 員	いずれの案件についても、事務局から説明のあった通り、許可相当であると判断いたしました。
議 長	これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。
1 3 番 委 員	27番について、譲受人は無職とあるが、参考までに年齢を教えてください。
事 務 局	譲受人は●歳です。
1 3 番 委 員	ありがとうございます。
議 長	ほかにございませんか。
5 番 委 員	説明の中で既に譲受人が耕作している案件があったが、事前に耕作していてもよいのか伺う。
事 務 局	権利設定のされていない貸し借りについては、その効力は適用されません、その為、現況が農地としてすでに管理されているのであれば、その状況も含めて審議していただいております。
5 番 委 員	わかりました。
議 長	ほかにございませんか。
	(なしの声)
議 長	ないようでございますので、採決いたします。議第12号は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議 長	ご異議なしということですので、議第12号は原案のとおり許可することに決めます。次に議第13号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	議第13号、今月の農地法第4条の規定による許可申請について説明いたします。議案の5ページと併せて、農地法第4条の説明資料の1ページをご覧ください。
	4条12番について説明いたします。事業者はご覧のとおりです。転用場所は下佐陀町の1筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域の緩和A区域です。農地区分は、10ha以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが農用地区域外です。転用目的は、納屋及び駐車場他です。転用面積は192㎡、所要面積も同様の192㎡です。事業計画ですが、申請地は、昭和38年頃に納屋を建築されたものです。追認案件であるため始末書が提出されています。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。
	以上、上程いたしました案件は、農地法第4条第6項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議をお願いいたします。
議 長	それでは、現地調査班からの報告をお願いします。
6 番 委 員	事務局から説明のあった通り、許可相当であると判断いたしました。
議 長	これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につしまし

議 長 て、ご意見・ご質問はありませんか。  
(なしの声)

議 長 ないようでございますので、採決いたします。  
議第 13 号は、島根県農業会議からの意見聴取が不要な案件でございます。議第 13 号は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議 長 ご異議なしということですので、議第 13 号は原案のとおり許可することに決めます。  
次に議第 14 号「農地法第 5 条の規定による農地転用の事業計画変更承認申請について」を上程します。事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議第 14 号、今月の農地法第 5 条の規定による農地転用の事業計画変更承認申請について説明いたします。議案の 7 ページと併せて事業計画変更説明資料の 3 ページをご覧ください。  
初めに、事業計画変更 3 番についてご説明いたします。  
本案件は、令和 4 年 5 月 27 日付けで農地法第 5 条により許可した案件の事業計画変更申請です。申請地は大海崎町の 1 筆で、●●●●●工事の施工に伴う工事用道路、工事車両駐車場として使用するため、令和 5 年 6 月 30 日までの一時転用として許可していました。今回、工事が増工となり引き続き対象地を同様の目的で使用するため、一時転用期間を令和 6 年 3 月 31 日まで延長する事業計画変更申請が提出されたものです。  
次に、事業計画変更 4 番についてご説明いたします。  
本案件は、令和 4 年 6 月 10 日付けで農地法第 5 条により許可した案件の事業計画変更申請です。申請地は大海崎町の 2 筆で、先ほどの事業計画変更 3 番と同じく、●●●●●工事の施工に伴う工事用道路、作業ヤードとして使用するため、令和 5 年 6 月 30 日までの一時転用として許可していました。今回、工事が増工となり引き続き対象地を同様の目的で使用するため、一時転用期間を令和 6 年 3 月 31 日まで延長する事業計画変更申請が提出されたものです。  
以上、上程いたしました案件は、いずれも農地法第 5 条第 2 項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議をお願いいたします。

議 6 番 委 員 長 それでは、現地調査班からの報告をお願いします。  
長 現地調査は行っておりません。

議 長 ありがとうございます。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。  
(なしの声)

議 長 ないようでございますので、採決いたします。  
議第 14 号は、島根県農業会議からの意見聴取が不要の案件でございます。議第 14 号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議 長 ご異議なしということですので、議第 14 号は原案のとおり承認することに決めます。  
次に議第 15 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議第 15 号、今月の農地法第 5 条の規定による許可申請について説明いたします。  
議案の 9 ページと併せて、農地法第 5 条の説明資料の 7 ページをご覧ください。  
初めに、5 条 42 番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。

転用場所は大垣町の1筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域です。農地区分は、10ha以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、進入路です。転用面積は24㎡、所要面積も同様の24㎡です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画は、申請地を整備し、自宅への進入路として使用するものです。追認案件であるため始末書が提出されています。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5条43番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は朝酌町の11筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域の緩和A区域、B区域です。農地区分は、10ha以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、建売住宅23棟の建設です。転用面積は6,449㎡、所要面積は開発区域内にある付け替えする赤道、青線を合わせて6,814.12㎡です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画ですが、申請地を事業者が宅地造成し、土地購入者との売買契約締結後に事業者が建売住宅を建築するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5条44番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は朝酌町の1筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域の緩和A区域です。農地区分は、10ha以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、看板設置です。転用面積は115㎡、所要面積は実測面積で115.93㎡です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画ですが、申請地を整備して譲受人が営む不動産業のPR看板を3基設置するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5条45番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は福富町の1筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域の緩和D区域です。農地区分は、10ha以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、駐車場です。転用面積は218㎡、所要面積も同様の218㎡です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画ですが、申請地を来客用等の4台分の駐車場を整備するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5条46番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は西持田町の1筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域の緩和A区域です。農地区分は、10ha以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、進入路、駐車場です。転用面積は52㎡、所要面積も同様の52㎡です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画は、申請地を整備し、駐車場として使用するものです。追認案件となるため始末書が提出されています。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5条47番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は東出雲町須田の1筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域です。農地区分は、10ha以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、駐車場及び進入路です。転用面積は87㎡、所要面積も同様の87㎡です。権利の種類は所有権の

移転です。事業計画は、申請地を整備して駐車場及び隣接する自宅敷地への進入路とするものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5条48番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は八束町遅江の3筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、10ha以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は駐車場、公衆用道路です。転用面積は298㎡、所要面積も同様の298㎡です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画ですが、申請地を整備して、自宅駐車場、駐車場への進入のための公衆用道路とするものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5条49番について説明いたします。借借人、貸借人はご覧のとおりです。転用場所は上大野町の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、農用地区域内農地です。土地利用計画との調整ですが、農用地区域内です。許可該当条項は、農地法施行令第4条第1項第1号で、農用地区域内で行う一時転用に該当します。転用目的は、現場事務所及び資材置場です。転用面積は814㎡の内680㎡、所要面積も同様の680㎡です。権利の種類は賃借権の設定で、一時転用期間は令和6年3月31日までです。事業計画ですが、申請地を●●●●工事に伴う現場事務所及び資材置場として一時転用するものです。追認案件であるため始末書が提出されています。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5条50番について説明いたします。借借人、貸借人はご覧のとおりです。転用場所は上本庄町の2筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域です。農地区分は、10ha以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は仮設道路及び資材置場です。転用面積は3,201㎡、所要面積も同様の3,201㎡です。権利の種類は賃借権の設定で、一時転用期間は令和6年3月31日までです。事業計画ですが、申請地を●●●●工事に伴う工事用仮設道路及び資材置場として一時転用するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5条51番について説明いたします。借借人、貸借人はご覧のとおりです。転用場所は八雲町熊野の4筆と1筆の一部です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、農用地区域内農地です。土地利用計画との調整ですが、農用地区域内です。許可該当条項は、農地法施行令第4条第1項第1号で、農用地区域内で行う一時転用に該当します。転用目的は施工ヤードです。転用面積は3,579㎡、所要面積も同様の3,579㎡です。権利の種類は賃借権の設定で、一時転用期間は令和7年11月30日までです。事業計画は、●●●●工事に伴い、申請地を工事用仮設道路、残土仮置場及び資材置場として使用するものです。なお、説明資料26ページの斜線部分については、令和4年11月29日付けで一時転用許可をしています。今回、重機進入路の変更により新たな農地を使用する必要が生じたため申請されたものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

以上、上程いたしました案件は、いずれも農地法第5条第2項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議をお願いいたします。

それでは、現地調査班からの報告をお願いします。

いずれの案件についても、事務局から説明のあった通り、許可相当であると判断いたしました。

議	長	<p>ありがとうございました。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(なしの声)</p>
議	長	<p>ないようでございますので、採決いたします。</p> <p>はじめに、議第 15 号のうち、島根県農業会議からの意見聴取が不要である、番号 43、50、51 以外について、採決いたします。</p> <p>議第号のうち、番号 43、50、51 以外について、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
議	長	<p>ご異議なしということですので、議第 15 号のうち、番号 43、50、51 以外は、原案のとおり許可することに決めます。</p> <p>次に、議第 15 号のうち、島根県農業会議からの意見聴取が必要となる、番号 43、50、51 について採決いたします。</p> <p>議第 15 号のうち、番号 43、50、51 について、原案とおりに許可相当であると確認することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
議	長	<p>ご異議なしということですので、議第 15 号のうち、番号 43、50、51 は、原案のとおり許可相当であると確認することに決めます。</p> <p>次に、議第 16 号「非農地確認について」を上程します。事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	局	<p>それでは、議第 16 号、非農地確認についてご説明いたします。お手元の議案と併せて「非農地確認についての説明資料」をご覧ください。今月上程いたします非農地証明願は 4 件 9 筆です。</p> <p>それでは、12 番の案件についてご説明いたします。土地の所在は、上大野町の都市計画区域外、農用地区域外の田 3 筆です。申請人は、ご覧のとおりです。土地の状況についてご説明します。申請地は、市道土井 7 号線と市道土井小谷池線の交点から北に約 100 メートル進んだ地点から北西に約 500 メートル進んだ地点の周辺に位置する 3 筆です。現地確認した際の現地の状況ですが、8 月 12 日に大野地区農地利用最適化推進委員と事務局で現地確認を行いました。平成 14 年頃から耕作放棄され、現在は雑木等が繁茂し、周辺の山林と一体化しており、今後農地としての再生は困難な状況です。</p> <p>続いて、13 番の案件についてご説明いたします。土地の所在は、東持田町の市街化調整区域、農用地区域外の田 1 筆です。申請人は、ご覧のとおりです。申請地は、市道東持田坂本線と市道東持田島根町線の交点から南に約 250 メートル進んだ地点から北東に約 500 メートル進んだ地点の周辺に位置する 1 筆です。現地確認した際の現地の状況ですが、8 月 7 日に持田地区農地利用最適化推進委員と事務局で現地確認を行いました。昭和 25 年頃から耕作放棄され、現在は雑木等が繁茂し、周辺の山林と一体化しており、今後農地としての再生は困難な状況です。</p> <p>続いて、14 番の案件についてご説明いたします。土地の所在は、八雲町東岩坂の都市計画区域外、農用地区域外の田 3 筆、畑 1 筆の計 4 筆です。申請人はご覧のとおりです。申請地は、市道安田川原線と市道鏈溝線の交点から東側に約 300 メートル進んだ地点の周辺に位置する 4 筆です。現地確認した際の現地の状況ですが、8 月 16 日に八雲地区農地利用最適化推進委員と事務局で現地確認を行いました。昭和 54 年頃から</p>

事務局	耕作放棄され、現在は雑木等が繁茂し、周辺の山林と一体化しており、今後農地としての再生は困難な状況です。
議 長	<p>続いて、15 番の案件についてご説明いたします。土地の所在は、八束町江島の都市計画区域外、農用地区域内の畑 1 筆です。申請人はご覧のとおりです。申請地は、県道美保関八束松江線と江島連絡道路の交点から東側に約 130 メートル進んだ地点の南側に位置する 1 筆です。現地確認した際の現地の状況ですが、8 月 17 日に八束地区農地利用最適化推進委員と事務局で現地確認を行いました。昭和 55 年頃から耕作放棄され、現在は雑木等が繁茂し、周辺の雑木林と一体化しており、今後農地としての再生は困難な状況です。</p> <p>以上、ご報告しましたとおり、本案件は当該の土地を農地に復元するための物理的な条件整備が困難なケースであり、農地法第 2 条第 1 項に規定する「耕作の目的に供される土地」ではないと考えます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(なしの声)</p>
議 長	<p>ないようでございますので、採決いたします。議第 16 号は原案のとおり確認することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
議 長	<p>ご異議なしということですので、議第 16 号は原案のとおり確認することに決めます。次に議第 17 号「松江市農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは議第 17 号「松江市農用地利用集積計画の決定について」農用地利用集積計画についてご説明をいたします。相対契約について、利 1 は東出雲地区、更新案件です。今回の利用権設定における相対契約の地目別面積は、田 0.00 m<sup>2</sup>、畑 6,283.15 m<sup>2</sup>、計 6,283.15 m<sup>2</sup>です。転貸契約について、転 1、2 は生馬地区、新規案件です。転 3～6 は鹿島地区、新規案件です。転 7～12 は東出雲地区、更新案件です。今回の利用権設定における転貸契約の地目別面積は、田 25,439.00 m<sup>2</sup>、畑 3,784.00 m<sup>2</sup>、計 29,223.00 m<sup>2</sup>です。以上、ご審議のほど、お願いいたします。</p>
議 長	<p>説明が終わりましたので審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。</p>
5 番 委 員	<p>相対契約は、令和 7 年 3 月 31 日付けで新規及び更新ができなくなることについて、今回の相対契約である利 1 の終期が令和 7 年 12 月 31 日であるが、令和 7 年 3 月 31 日で契約が終わってしまうものか伺う。</p>
事務局	<p>令和 7 年 3 月 31 日よりも前の日付で契約したものについては、その契約の終期が来るまで契約は続きます。</p>
5 番 委 員	<p>分かりました。ありがとうございます。</p>
議 長	<p>ほかにございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(なしの声)</p>
議 長	<p>ないようでございますので、採決いたします。議第 17 号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
議 長	<p>ご異議なしということですので、議第 17 号は原案のとおり決定することに決めます。次に議第 18 号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に対する意</p>

事務局	見について」を上程致します。事務局の説明をお願いします。
事務局	失礼します。それでは、議第 18 号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に対する意見について」は農業振興係長からご説明いたします。
事務局	農業振興係の間庭です。私の方から、議第 18 号についてご説明いたします。こちらの資料は別冊になっておりまして、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更についてと標題が書いてある資料となっています。この資料は始めの 1 枚に概要をまとめており、2 枚目からが基本構想の本文になっておりまして、24 ページまであります。続いて横向きで、新旧対照表がついているという 3 種類の資料が 1 つに綴じてあります。それではご説明いたします。
事務局	まず、基本構想とは、市町村が効率的かつ安定的な農業経営の確保や育成を図るにあたって、農業経営目標の指標及び農用地の利用の集積目標を定め、その実現のために行う方策等を示すものです。こちらは農業経営基盤強化促進法第 6 条に基づき、市長が定めることができます。見直しの経過についてですが、現在の基本構想は平成 26 年度から令和 6 年度までの計画になっております。この度、農業経営基盤強化促進法が令和 5 年 4 月 1 日に改正されたことに伴い、市町村の基本構想は令和 5 年 9 月 30 日までに改正が必要になりました。市町村は基本構想の変更をする時は、農業委員会と農業協同組合に意見を聴かなければならないため、今回議題に挙げさせていただきました。改正後の基本構想の概要について説明いたします。目標とすべき農業経営目標の指標、及び農用地の利用の集積目標についてはご覧のとおりです。今回の主な変更内容は、地域計画の法定化に伴う追記、及び基本構想の概要に記載した農業経営目標を達成するための参考とする具体的な営農の例示である農業経営の類型の修正です。
事務局	以上で説明を終わります。
事務局	農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想について、補足いたします。本来であれば、全委員で協議するべきと考えますが、基本構想は、ページ数も非常に多く、審議に時間を要することが予想されます。より専門的に審議を行ってもらうためにも、総会で農政委員会に付託いただき、審議いただくのが最適だと考えております。この計画は、9 月末までに松江市長がこの計画を告示する必要があります。農政委員会でも審議いただき承認いただけましたら、松江市に対し回答し、9 月末日の農業委員会総会で報告させていただければと考えております。ご審議のほど、お願いいたします。
議長	説明が終わりましたので審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。
6 番 委員	主な変更内容として農業経営の類型が修正され、個人経営体では 12 から 6 に減っている理由を伺う。
事務局	現在の基本構想を作成したのが平成 26 年度でして、その当時と現在では奨励品種が変更になったり、近年の物価が上がったりといった状況の変化を反映したことと、例えば水稲の関係では現在 4 類型あるものを 1 類型にまとめたことで、6 類型に減ったということになります。
6 番 委員	これで年間所得の 400 万円が成り立つようになっているか伺う。
事務局	この類型を作るにあたりまして、近年の物価高騰を考慮した数字にしています。例えば、ハウスはこれまでの 1.5 倍、機械類は 1.2 倍など、苗代、肥料代や米の販売価格は農業協同組合から金額を聞くなどして作っておりまして、経費が増えた分、400 万円の達成が厳しいものでしたが、結果として経営面積を増やすなどして 400 万円になるように作っております。

6	議	員	分かりました。ありがとうございます。
		長	ほかにございませんか。
5	議	員	農用地の利用の集積目標が57%となっている。今までも担い手に農地の集積を進めてきているが、飛び地で農地が離れていることがあり、まとまって団地になるところまで出来ていない。集約についての目標はないのか伺う。
	事	務	この目標は、個人や組織の担い手が経営する農地がどのくらいあるかについての目標数値となっていて、集約については、割合が高まるように努めるということで、数値目標まではありません。
5	議	員	分かりました。ありがとうございます。
		長	ほかにございませんか。
			(なしの声)
	議	長	ないようでございますので、採決いたします。議第18号は、専門的に議論することが適当と考えますので、「農政委員会」にその審議を「付託」することとしたいと考えます。
			(異議なしの声)
	議	長	ご異議なしということですので、議第18号は審議を「農政委員会」へ付託することに決めます。
			次に、報告に入ります。報告第3号「事務局長専決処分の報告」を一括でお願いします。
	事	務	(報告)
	議	局	報告が終わりましたが、これは報告ですのでこれまでとします。
		長	以上で議事を終了しましたので、第2回松江市農業委員会総会を閉会いたします。

以上のとおり会議の顛末を記載して議事録を作成し、ここに署名する。

令和 年 月 日

会 長

委 員

委 員